

平成31年2月

建物所有者各位

三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課長

三重県からのお知らせ
ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器はありませんか

工場やビルなどの事業用の建物に使用されている蛍光灯や水銀灯などの照明器具には、建設した時期によっては、人体への有害性が明らかとなったPCBが含まれた安定器と呼ばれる部品が使われている可能性があります。

PCBが含まれた安定器は、法律により2021年3月末日までに処分する必要がありますが、三重県では、PCBの適正な処分が進むよう、PCBが含まれる機器等を持っている可能性がある方々への普及啓発等に全力で取り組んでおります。

この書類は、建物登記情報を基に県内に事業用の建物を所有されている皆さまへ送付するものです。同封してあります「チラシ」及び「安定器にPCBが含まれているかどうかを判別する方法」をご一読いただき、もしも「PCBが含まれた安定器」をお持ちの場合は下記「問い合わせ先」までご一報ください。

- ・ 蛍光灯や水銀灯、ナトリウム灯などの照明器具に使われている「PCBが含まれた安定器」をさがしています。
- ・ 昭和52（1977）年3月以前に建築された事業用の建物や、共同住宅（アパートやマンション等）の共用部分に設置されている照明器具には、PCBが含まれた安定器が使われている可能性があります。

問合せ先

- ①照明器具の確認方法、「PCBが含まれた安定器」が見つかった場合（平成31年3月20日まで）
三重県PCB調査事務局（株式会社東京商工リサーチ内）
電話番号 0120-106-222（フリーダイヤル）
FAX番号 059-227-7363
メールアドレス tsu.br@tsr-net.co.jp
※三重県から「株式会社東京商工リサーチ」に委託しています
※受付時間 8:30～17:15（土曜、休日、祝日を除く）
- ②PCBに関する技術的相談窓口（平成31年3月20日まで）
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（環境省委託業務）
電話番号 0120-907-033（フリーダイヤル）
※受付時間 10:00～17:00（土曜、休日、祝日を除く）
- ③本調査全般について（事務担当）
三重県 環境生活部 廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班 PCB担当 池田、中村、築地
電話番号 059-224-2475
※受付時間 8:30～17:15（土曜、休日、祝日を除く）

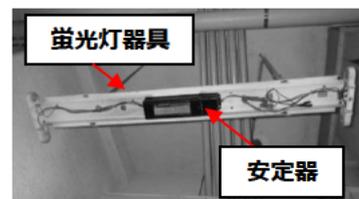
PCB・安定器に関する基本情報

<PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは>

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

<安定器とは>

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



<PCBを含む安定器が発見された場所>

使用中の照明器具だけではなく、使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけ**が配線が切断された状態などで**残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LEDランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等の
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室など	片隅の段ボールや箱の中

(参考 照明器具以外に PCB が含まれている機器)

安定器の他、変圧器やコンデンサーなどの電気機器にも PCB が含まれているものがあるため、以下の機器が有る場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCBが含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。